

大子町ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年8月31日に表明した「大子町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すための事業として、脱炭素化に資する家庭用の設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、ゼロカーボン推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根に設置された太陽光電池モジュール（10kw未満）に太陽光が当たると発電する仕組みのものをいう。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 電力会社の電力系統に蓄電システムを接続することによって、電力系統から直接蓄電システムに電気を貯めることが可能なものをいう。
- (3) 家庭用充電設備 電気自動車等に電気を充電するための機器をいう。
- (4) 電気自動車 電気をエネルギー源とし、電動機で走行する自動車のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、大子町暴力団排除条例（平成24年大子町条例第1号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者若しくはこれらの者と密接な関係を有する者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる設備等（以下「設備等」という。）の設置工事又は購入に要する経費で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らが所有するものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 商業に使用しないものであること。
- (4) 電気自動車においては、外部から給電できるものであること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から他の補助金等を差し引いた額に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、同表に掲げる補助上限額を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、電気自動車に係るものを除きこれを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の補助対象経費につき一の年度において1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事の着工又は購入契約をする前にゼロカーボン推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設備等の設置工事又は購入に係る見積書の写し
- (2) 市町村税完納証明書
- (3) 設備等の概要が分かるもの
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による許可が必要な場合は、その許可証の写し
- (5) 建築基準法の規定による建築工事届を提出した場合は、その建築工事届の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第7条 申請者は、前条に規定する申請をしようとする場合において、当該申請をしようとする年度内に設置工事又は納車等が完了しないことが明らかであるときは、仮申請をしなければならない。

2 前項の仮申請をする場合においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書」とあるのは「ゼロカーボン推進事業補助金交付仮申請書」と、「申請する」とあるのは「仮申請する」と読み替えるものとする。

3 町長は、第1項の規定による仮申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否の仮決定をするものとする。

4 前項の仮決定をする場合においては、規則第4条の規定を準用する。この場合において

て、同条中「申請」とあるのは「仮申請」と、「決定」とあるのは「仮決定」と、「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金等交付仮決定通知書」と、「補助金等不交付決定通知書」とあるのは「補助金等不交付仮決定通知書」と読み替えるものとする。

- 5 前条の規定にかかわらず、既に第3項の仮決定の通知を受けた者から、当該決定が通知された日の属する年度の末日までに別段の申出がないときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(完了報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、設備等の設置工事又は納車等が完了したときは、速やかにゼロカーボン推進事業補助金完了報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 設備等の設置工事又は購入に係る契約書等の写し
- (2) 設置又は購入を証明する金額の分かる書類（領収書等）の写し
- (3) 設置し、又は購入した設備等の写真
- (4) 他の補助金等額の分かる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(取得財産の処分等)

第9条 補助決定者は、補助金の交付に係る設備等（以下「取得財産」という。）について、補助金の交付決定を受けた日から起算して別表に掲げる財産処分の制限期間を経過するまでの間は、町長の承認を得ずに補助金の交付目的に反して譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

- 2 補助決定者は、前項に規定する期間において処分等をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を町長に返還しなければならない。
- 3 補助決定者は、第1項の町長の承認を受けようとするときは、あらかじめゼロカーボン推進事業補助金取得財産処分等承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定するものとする。

(協力依頼)

第10条 町長は、補助決定者に対し、本町のゼロカーボン推進を始め、地球温暖化対策

推進等の必要な事項に関し、協力を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

設備等の種類	補助率	補助上限額	財産処分の制限期間
住宅用太陽光発電システム	1 / 2	100,000円	10年間
定置用リチウムイオン蓄電池	1 / 2	100,000円	5年間
家庭用充電設備	1 / 2	50,000円	4年間
電気自動車（普通自動車）	10 / 10	200,000円	4年間
電気自動車（軽自動車）	10 / 10	100,000円	4年間